

広島県告示第三百三十四号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第五項の規定に基づき、第二種漁港の漁港管理者を次のとおり変更した。

平成二十三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

漁港の名称	漁港の種類	所在地	漁港管理者	
			変更前	変更後
畑漁港	第二種漁港	江田島市	広島県	江田島市
柿浦漁港	第二種漁港	江田島市	広島県	江田島市
美能漁港	第二種漁港	江田島市	広島県	江田島市
深江漁港	第二種漁港	江田島市	広島県	江田島市